

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害（障害程度等級1級）及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、避難先の環境等に応じて月額3万円から8万円（合計366万円。ただし、既払金152万円を控除。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 精神的損害（日常生活阻害慰謝料・増額分）
（対象期間 自 平成23年3月11日
至 平成29年5月31日）

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人に対し、金214万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年2月15日

(仲介委員 西川 一八)